

ハイライト:

- ・平成30年度税制改正について取り上げます!
- ・協会けんぽの健康保険、介護保険、雇用保険の料率に変更になります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
平成30年度税制改正について	1
協会けんぽの健康保険・介護保険等の料率変更について	2
平成30年度の給与計算に関して	2

春の風が心地よい季節となりました。今から桜の開花が待ち遠しい限りです。第73号では、主に平成30年度税制改正について取り上げました。賃上げ・設備投資を行った法人が税額控除の適用を受けることが出来る改正内容となっています。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HP上の「お役立ち情報」も日々更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成30年度税制改正について(法人課税関係)

平成30年度税制改正の中から法人に関係する内容について取り上げます。

所得拡大促進税制の見直し (>_<)

所得拡大促進税制とは、青色申告法人で、従業員に支給する給与等を増加させた場合、一定の要件を満たすと給与の支給増加額の一定割合の税額控除が受けられる制度です。

今回の見直しでは、大企業について、現行要件の、は廃止、要件の平均給与等支給額が前年度比3%以上増加した場合へと変更、更に国内設備投資額が当期の減価償却費の90%以上であることが要件に追加されます。中小企業についても現行要件、は廃止、要件の増加比率は前年度比1.5%以上増加した場合となり、更に教育訓練費も増加した場合等には税額控除が上乘せされます。

法人の賃上げを促す改正内容といえます。

現行制度

適用期間は、平成30年4月1日～平成33年3月31日開始事業年度です。

【要件】給与等支給増加額:平成24年度から一定割合以上増加
【要件】給与等支給総額:前事業年度以上
【要件】平均給与等支給額:前事業年度を上回る(大会社は2%以上増加)

左記要件～を満たす場合、給与等支給総額の増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業は20%)が上限)

改正概要

上記要件、要件は、撤廃

<大企業(資本金1億円超)>

【要件】
平均給与等支給額:前年度比3%以上増加
+
国内設備投資額 当期の減価償却費×90%

・給与等支給総額の増加額(対前年度)の**15%の税額控除**
・教育訓練費が比較教育訓練費の2割増の場合は、税額控除率を5%上乘せし、**20%の税額控除**
・法人税額の**20%が上限**
比較教育訓練費:前期及び前々期の教育訓練費の年平均額

< 中小企業(資本金1億円以下) >

【要件】

平均給与等支給額: 前年度比**1.5%以上**増加
給与等支給総額の増加額(対前年度)の
15%の税額控除

但し

・平均給与等支給額が前年度比**2.5%以上**増加
・次のいずれかを満たす場合
➢教育訓練費が比較教育訓練費の1割増
➢中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明取得
は、**25%の税額控除(法人税額の20%が上限)**

なお、平均給与を算定する対象となる継続雇用者は、当期及び前期の全期間の各月において給与支給額がある雇用者となります。

電子申告関係(>_<)

大企業においては、法人税・消費税・法人住民税・事業税の提出について、電子申告が義務化され、紙で提出した場合は原則として無申告として取り扱われます。平成32年4月1日以降開始事業年度からの適用となります。

法定調書の提出義務においては、現在前々年に提出すべき支払調書等の枚数が1,000枚以上の場合は電子申告等が義務化されていますが、これが平成33年1月1日以後に提出すべき支払調書等から100枚以上へと、対象基準が引き下げられます。

その他期間延長等の改正(^_^)

- ・中小企業者等の少額減価償却資産の特例(30万円未満の有形固定資産について取得年度に即時償却できる制度)は平成32年3月31日まで延長されます。
- ・交際費等の損金不算入制度(飲食費用の50%を損金の額に算入でき、中小企業においては年800万円の定額控除限度額との選択適用が可能)についても平成32年3月31日開始事業年度まで延長されます。

研究開発税制その他一定の税額控除不適用(>_<)

- 大企業においては、下記の全てに該当する場合、研究開発税制等の税額控除の適用が不可となります。
- ・当年度の平均給与等支給額 前年度の平均給与等支給額
 - ・国内設備投資額 当期の減価償却費の10%
 - ・当期の所得金額 > 前期の所得金額

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

協会けんぽの健康保険・介護保険等の料率変更について

平成30年度の各都道府県単位の健康保険料率及び介護保険料率が改定され、平成30年3月分(4月納付分)から新料率が適用になります。各都道府県の料率は、全国健康保険協会のHPより、ご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h30/h30ryougakuhyou3gatukara>

なお、健康保険組合に加入されている場合には、各組合へご確認ください。

労災保険料率についても平成30年4月から新たな料率が適用されますので、労働保険料の年度更新の手続の際には、注意して下さい。

雇用保険料率は据え置き予定、子ども・子育て拠出金については料率改定予定となっています。

平成30年度の給与計算に関して

平成30年1月から給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

<https://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/pdf/02.pdf>

給与所得者の所得の多寡で判断されますので、給与の設定に誤りがないか、今一度確認下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。



**税理士法人 舞
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp